

議案第20号

平成26年度鳥取県営病院事業会計資本剰余金の処分 及び平成26年度鳥取県営病院事業決算の認定につ いて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、平成26年度鳥取県営病院事業会計資本剰余金の処分について次のとおり本議会の議決を求め、同法第30条第4項の規定により、平成26年度鳥取県営病院事業決算を別冊により本議会の認定に付する。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成26年度鳥取県営病院事業会計資本剰余金789,566,912円を当年度未処理欠損金の補填に用いる。